

基本計画改定素案の概要と現行計画からの主な変更点等

参考：現行基本計画(施策の方向)	改定素案の概要	現行計画からの主な変更・相違点、備考										
第1章 計画の基本的な考え方	第1章 計画の意義と役割	<p>社会経済状況等の変化を踏まえ「計画改定の趣旨」を追加 基本構想の検証結果等により、原則として基本構想に基づく計画の位置付け、体系を維持・継続 施策は、下記理由から大きくくり化し、方向として内容を記述</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間内の社会経済状況の変動に対応できる内容にするため ・各分野の補助計画を生かすとともに、体系の複雑化を避け、区が目指す姿を分かりやすく示すため <p>施策の大きくくり化に当たっては、現行計画の「施策の方向」を目安に、それ以上の単位で整理</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 60%;">現行計画</td> <td style="text-align: center;">改定素案</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">施策の方向</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 6 7</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施策</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6 4 1</td> </tr> </table> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">施策</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">8 0</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>目標とする指標を次の理由から、第3章の重点プロジェクトごとに複数設</p>	現行計画	改定素案	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">施策の方向</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 6 7</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施策</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6 4 1</td> </tr> </table>	施策の方向	1 6 7	施策	6 4 1	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">施策</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">8 0</td> </tr> </table>	施策	8 0
現行計画	改定素案											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">施策の方向</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 6 7</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施策</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6 4 1</td> </tr> </table>	施策の方向		1 6 7	施策	6 4 1	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">施策</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">8 0</td> </tr> </table>	施策	8 0				
施策の方向	1 6 7											
施策	6 4 1											
施策	8 0											
第1節 計画の概要	第1節 計画の概要											
	第1 計画改定の趣旨											
第1 計画の目的	第2 計画の目的											
第2 計画の性格、範囲、構成	第3 計画の性格、範囲、構成											
<ul style="list-style-type: none"> 1 計画の性格 2 計画の範囲 3 計画の構成 	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画の性格 2 計画の範囲 3 計画の構成 											
第3 計画の期間	第4 計画の期間											
第4 計画の体系												
<ul style="list-style-type: none"> 1 長期計画の体系 2 基本計画の体系 												

		<p>定。項目や目標値等、今後さらに検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目指している姿や方向を、区民に分かりやすく示すため ・指標を設定することによって、一定期間を経た後に計画の進捗を把握するため <p>記述は、です・まず調べ変更 計画期間は、平成22年度から平成31年度</p>
第2節 計画改定の背景と計画指標	第2節 目黒区の現状と将来見通し	<p>直近データで現況を記載（素案段階では文章中心、最終的にはグラフや表等により分かりやすい内容に） 人口推計は、平成20年3月に作成した「長期計画推進に係る基礎指標（推計）」による 微増傾向が続く総人口、年少人口とも、計画期間内にピークを迎え以降減少。 高齢人口は増加が継続と予測</p> <p>基本構想に基づく理念・目標等の具体化に向けた基本計画としての考え方等を記述 基本目標と計画推進姿勢では、基本構想に掲げる基本方針について、各分野の施策を推進する際の区の実行姿勢として整理</p> <p>現計画の主要課題等は、第3章で、重点プロジェクトとして別に章立て</p>
第1節 計画改定の背景	第1節 目黒区の状況	
1 区の沿革	1 区の沿革	
2 地理的状況	2 地理的状況	
3 社会的状況	3 社会経済状況	
第2節 計画の主な指標	第2節 将来見通し	
1 人口、世帯	1 人口、世帯	
2 財政見通し	2 財政	
第3節 計画の方向	第3節 計画の方向	
第1節 計画の基本理念	第1節 計画の基本理念	
第2節 まちづくりの方向	1 基本理念 2 まちづくりの方向	
第3節 四つの基本目標と三つの基本方針	第2節 基本目標と計画推進姿勢	
	1 基本目標の取組方向と主な分野 2 計画推進姿勢の基本的な考え方	
第4節 主要課題と実現のための基本方針		
第1節 主要課題		

<ul style="list-style-type: none"> 1 心豊かな子どもの育成と生涯学習、文化、スポーツの振興 2 地域社会の活性化と産業の振興 3 地域保健福祉と健康づくりの充実 4 環境負荷の低減と安全で快適な都市生活環境の整備 		
<p>第2 実現のための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 区民と行政の協働によるまちづくりの推進 2 男女が平等に参画する社会づくりの推進 3 基礎的自治体としての行財政能力の充実 		
<p>第2章 基本目標別計画</p>	<p>第2章 基本目標別計画</p>	<p>基本目標別の「施策の基本的方向」ごとに現状と課題、施策体系、10年後の姿、各施策を記述</p>
<p>第1節 豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち</p>	<p>第1節 豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち</p>	
<p>第1 平和と人権施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 平和事業の推進 2 国際交流事業の充実 3 人権施策の総合的推進 4 男女平等の推進 5 子どもの人権の確立 	<p>第1 平和と人権施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 平和と国際交流の推進 2 人権施策の推進 3 男女平等・共同参画の推進 	<p>平和推進施策と国際交流施策を連動させる形で統合 「子ども条例」の制定を踏まえた取組や犯罪被害者等をめぐる問題など人権施策の方向を記述 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和の視点）等の新たな考え方を踏まえて記述 条例制定等の経過を踏まえ、今後具体的</p>

		に取組を展開する方向で、現行計画の基本方針別計画第2節の施策内容を男女平等・共同参画に移行
第2 生涯学習の推進 1 生涯学習推進の条件整備 2 生涯学習推進組織の充実	第2 生涯学習の推進 1 生涯学習推進の基盤整備	条件整備と推進組織充実の考え方を、基盤整備として一本化 施策は、関連する第3～6の施策内容の中にも記述
第3 地域ぐるみの教育の振興 1 家庭、学校及び地域社会の連携の推進 2 開かれた学校の推進 3 家庭、地域の教育機能の向上	第3 地域ぐるみの教育の振興 1 家庭教育の支援 2 地域ぐるみの子どもの育成 3 家庭・地域社会と学校との連携・協力の推進	保護者や自治体の役割など教育基本法改正等を踏まえた方向で記述 学校評議員、学校評価、学校運営協議会等の取組に基づく家庭・地域・学校の連携・協力の内容に修正
第4 学校教育の振興 1 幼児教育の振興 2 教職員の指導力の向上 3 児童、生徒の健全育成の推進 4 教育内容、情報教育の充実 5 人権尊重教育の推進 6 心身障害教育の推進 7 学校保健活動の充実 8 教育環境の条件整備	第4 学校教育の振興 1 幼児教育の推進 2 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進 3 特別支援教育の推進 4 学校施設の整備 5 学校安全対策の推進	教育基本法や学校教育法の改正、新学習指導要領等を踏まえた方向で記述 認定こども園への移行、統廃合等による適正配置などの課題を踏まえた内容を追加 発達障害を含めた特別支援教育の考え方を踏まえて内容を変更 中学校の統廃合をはじめ、時代や社会の変化に即した学校施設整備の方向を記述 学校安全対策を項目として追加
第5 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興 1 社会教育推進体制の確立 2 社会教育、スポーツ・レクリエー	第5 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興 1 社会教育活動の促進 2 スポーツ・レクリエーション活動の	社会教育法改正を踏まえた芸術文化の奨励、ICT活用の講座等の取組の方向を追加 総合型地域スポーツクラブの活動促進

<p>シヨン施設の整備</p> <p>3 社会教育活動の促進</p> <p>4 スポーツ・レクリエーション活動の促進</p> <p>5 図書館サービスの拡充</p>	<p>促進</p> <p>3 図書館サービスの充実</p>	<p>に向けた関係団体との協力等新たな方向を記述</p> <p>生きがいづくりや健康づくりとの連携、バリアフリー等の新たな視点を内容に導入</p>
<p>第6 芸術文化の振興</p> <p>1 芸術文化施設の整備</p> <p>2 芸術文化活動の促進</p> <p>3 文化財の保護</p>	<p>第6 芸術文化の振興</p> <p>1 芸術文化活動の促進</p> <p>2 文化財の保護</p>	<p>パーシモンホール等設置後の芸術文化活動の支援や区民・団体との連携を目指した内容に修正</p> <p>施設整備の終了から、芸術文化施設の整備項目を削除</p>
<p>第2節 ふれあいと活力のあるまち</p>	<p>第2節 ふれあいと活力のあるまち</p>	
<p>第1 豊かなコミュニティの形成</p> <p>1 コミュニティ活動支援態勢の充実整備</p> <p>2 住区センターの機能の充実と整備</p> <p>3 交流の場と機会の充実</p>	<p>第1 豊かなコミュニティの形成</p> <p>1 住区住民会議の活性化支援</p> <p>2 様々な公益活動の促進</p> <p>3 多様な地域交流・多文化共生の推進</p>	<p>自治体のコミュニティ施策として、住区住民会議活動の活性化と支援の方向を明確にし、併せて第4章の「計画を推進するために」でコミュニティ形成に対する区の実行姿勢を改めて表示</p> <p>「めぐるボランティア・区民活動センター(社会福祉協議会)」の取組を含めて、公益活動促進の方向を追加</p> <p>コミュニティ形成の観点から、多文化の共生、地域交流、国内都市の交流等を統合した内容に修正</p>
<p>第2 魅力ある商店街づくり</p> <p>1 魅力のある店づくり</p> <p>2 地域とともに栄える商店街活動への支援</p> <p>3 快適な買い物空間の整備</p>	<p>第2 魅力ある商店街づくり</p> <p>1 商店街活性化の推進</p> <p>2 快適な買い物空間の整備</p>	<p>ICT(情報通信技術)を活用した商店街活性化の視点を追加</p> <p>商店街振興プラン(第2次)の活性化策の方向を踏まえた内容で記述</p>

4 特定地域整備計画との連携		
第3 産業の振興 1 中小企業経営基盤の強化支援 2 工業の振興 3 その他の産業への支援 4 新たな地域産業の創出支援 5 働く環境の整備、働きたい人々への支援	第3 産業・観光の振興 1 中小企業等の経営基盤の強化 2 雇用・就労支援の充実 3 観光まちづくりの推進	中小企業融資制度の充実、経営力強化への支援、中小企業センター機能の充実、社会貢献を視点に置いたビジネスの支援等、経済情勢を考慮した産業振興の方向を記述 ワークサポートめぐろの設置に基づく就労相談や就労支援の内容にまとめ「めぐろ観光まちづくり協会」を中心とした区民、事業者、地域団体、行政の連携による観光まちづくりの推進の考え方を追加
第4 消費生活の向上 1 消費者の権利、保護の確立 2 消費生活の安定向上	第4 消費生活の向上 1 消費生活の安全・安心の充実	消費者相談・消費生活センター機能の充実、悪質な消費者被害の防止など消費生活基本条例等に基づく消費者行政の方向を追加
第3節 とともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち	第3節 とともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち	
第1 健康づくりの推進 1 健康づくりの推進 2 健康的な生活習慣の確立 3 健康を育むまちづくり 4 健康づくりの場の整備 5 健康を支え合う組織づくり	第1 健康づくりの推進 1 生涯を通じた健康づくりの推進 2 健康づくり活動への支援	「健康めぐろ21」を踏まえ、生活習慣、食生活、運動等生涯を通じた健康づくりによる健康寿命延長の方向を記述 「健康は自分で守り、自分でつくる」の原則に基づき、これまでの取組を踏まえた区民が行う健康活動への支援を項目化
第2 保健医療などの充実 1 母子保健医療対策の充実	第2 保健医療などの充実 1 ライフステージに応じた保健医療の	認知症の理解、早期受信、予防教室等の新たな取組の方向を導入

<ul style="list-style-type: none"> 2 職域保健対策の充実 3 成人保健対策の充実 4 高齢者保健医療対策の充実 5 心身障害者保健医療対策の充実 6 精神保健医療福祉対策の充実 7 結核感染症対策の充実 8 難病対策の充実 9 歯科保健医療対策の充実 10 公害保健対策の充実 11 薬物乱用防止対策の充実 12 食品等の安全確保 13 健康で快適な生活環境の確保 14 医薬品等の安全確保 15 ペット等動物対策の強化 16 保健医療施設の整備・充実 17 保健医療従事者の確保及び資質の向上 18 保健医療体制のシステム化 19 国民健康保険制度の充実 	<p style="text-align: center;">充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 心身の状態に応じた保健医療の充実 3 健康危機管理対策の充実 4 生活環境の向上 5 医療体制の整備 	<p>40歳以上国民健康保険や長寿（後期高齢者）医療制度の加入者に対する健康診査、保健指導の方向を追加 新たな感染症である新型インフルエンザ対策等の健康危機の観点を記述 ペットとの共生、飼主のマナー・責任の考え方を明確化 区民と医療機関の信頼関係の構築、災害時の医療品供給体制確立に向けた取組等の視点を追加</p>
<p>第3 地域福祉・地域ケアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉相談体制の整備 2 保健福祉サービスの充実 3 介護家族の保健福祉対策 4 区民と協働する保健福祉の推進 	<p style="text-align: center;">第3 地域福祉・地域ケアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉推進体制の充実 2 地域包括ケアの推進 3 介護予防の推進 4 地域における新たな支え合いの仕組みづくり 	<p>福祉ボランティアを中心に、めぐろボランティア・区民活動センターを通じた支援を追加 地域包括ケア推進や高齢者虐待防止等の内容を記述 介護予防、特定高齢者対象の取組等の新たな視点を追加 閉じこもりや孤立を防ぐ地域の支え合</p>

		いの取組方向を項目化
<p>第4 福祉のまちづくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 バリアフリーのまちづくりの推進 2 居住環境改善の推進 3 福祉に対する理解の促進 	<p>第4 福祉のまちづくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進 2 心のバリアフリーの推進 	<p>ユニバーサルデザインなど新たな考え方や取組の方向で記述</p>
<p>第5 子育て支援・青少年育成の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 2 多様な保育サービスの充実 3 子どもの健やかな育成環境づくり 4 ひとり親家庭の支援 5 総合的な育成機能の確立 6 青少年健全育成の振興 7 青少年関係施設の整備 	<p>第5 子育て支援・青少年育成の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの育ちの支援 2 すべての子育て家庭への支援 3 子育てと仕事の両立支援 4 青少年の健全育成 	<p>子ども条例制定等に基づく子どもの権利尊重の理念の明確化。施策の基本的方向名にも「子育て」を追加</p> <p>すべての子育て家庭、子育てと仕事の両立など、生活の実状に合わせた各種子育て支援の方向を強調</p> <p>認証保育所の整備支援や区立保育園の効率的運営等、民間資源の有効活用を取組方向に記述</p> <p>保育所待機児の解消や利用者増を踏まえた学童保育サービスの方向を明示</p>
<p>第6 高齢者、障害者などの福祉の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅等の確保 2 保健医療の充実 3 日常生活支援サービスの充実 4 高齢者の社会参加の促進 5 在宅生活支援サービスの充実 6 障害者福祉住宅等の整備 7 保健医療の充実 8 早期療育体制の整備 9 就労の促進 10 障害者の社会参加の促進 	<p>第6 高齢者、障害者などの福祉の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者生活支援の充実 2 高齢者の社会参加の促進 3 高齢者介護サービスの充実 4 障害者支援の充実 5 障害者就労支援の推進 6 福祉基盤の整備・充実 7 低所得者の支援 	<p>高齢者人口の増加を踏まえた日常生活の支援、地域での見守りの必要性を追加</p> <p>団塊の世代の高齢化を踏まえた高齢者の活動促進と支援の視点を記述</p> <p>介護保険法改正を踏まえた介護サービス等の方向を反映</p> <p>障害者自立支援法の趣旨を踏まえた障害者支援の方向へと整理</p> <p>住み慣れた地域で住み続けることの大切さ、そのための各種サービス充実と</p>

<ul style="list-style-type: none"> 11 障害者理解の推進 12 障害者福祉施設の整備・充実 13 介護相談体制の充実 14 保健福祉サービスの充実 15 介護サービス基盤の整備・充実 16 健全な介護保険財政の確立 17 低所得者の援護体制の確立 18 年金事業の拡充・整備 		<p>特別養護老人ホーム等の基盤整備の考え方を記述</p> <p>一般企業への就労促進を基本に、職場適応援助等障害の状況に合わせた就労支援の取組方向を追加</p> <p>その人の能力に応じた自立支援の考え方を基本に低所得者への支援の方向を記述</p>
<p>第4節 環境に配慮した 安全で快適なまち</p>	<p>第4節 環境に配慮した 安全で快適なまち</p>	
<p>第1 自然環境の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 みどりの保全 2 みどりの育成 3 みどりの普及・啓発 4 河川環境の保全 	<p>第1 自然環境の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 みどりの保全・創出の推進 2 河川環境改善の促進 	<p>屋上緑化・壁面緑化等、緑化を促進する新たな方向を記述</p> <p>民有地の義務付けの取組を踏まえた緑化指導の方向を追加</p> <p>高濃度酸素の供給による目黒川の浄化対策を追加</p>
<p>第2 都市景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 街並みの形成 2 街路景観の形成 3 公共・民間による景観の形成 	<p>第2 都市景観の形成</p>	<p>施策は、施策の関連性等から「調和のとれた都市構造の実現」に記載</p>
<p>第3 調和のとれた都市構造の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 協働によるまちづくりの推進 2 用途地域・地区別土地利用 3 過密化を抑制する土地・空間の確保 4 隣接区との共同体制の確立 5 地下利用 	<p>第3 調和のとれた都市構造の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 良好な都市景観形成の推進 2 計画的な土地利用の促進 3 地域特性に応じた市街地整備の促進 4 広域生活拠点整備による街づくりの推進 5 地区生活拠点整備による街づくりの 	<p>「都市景観の形成」の施策を移行都市計画マスタープランの考え方・方向と整合を図った内容へ修正</p> <p>「景観法」の制定やこれまで進めてきた景観行政を踏まえた「景観計画」推進の方向を追加</p> <p>地域の課題を把握し、街づくり機運を</p>

<ul style="list-style-type: none"> 6 公共用地及び空間の確保 7 良好な住宅地域の保全 8 過密住宅地域の環境整備 9 住工混在地域の整備 10 商業業務地の整備 11 沿道業務地の整備 12 供給施設の整備 13 住区単位公園の整備 14 地区単位公園の整備 15 全区単位公園の整備 16 公園施設の充実と利用の促進 	<p style="text-align: center;">推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 6 木造住宅密集地域を中心とする防災まちづくりの推進 7 公園等の整備・改良と利用促進 	<p>高めながら、きめ細やかな生活拠点整備を進める必要性を記述</p> <p>住宅地域を中心とした地域特性に応じた市街地整備、駅周辺地域を中心とした生活拠点整備の考え方を整理</p> <p>広域拠点整備の方向を、これまでの取組経過を踏まえた内容で記述</p> <p>道路・公園等の整備、建物の不燃化等を通じた防災性と住環境の向上を目指した防災まちづくりの方向を明確化</p> <p>新たな事業制度を活用した公園整備や既存公園の計画的改良の視点を追加</p>
<p>第4 道路・交通体系の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 都市計画道路の整備 2 区道の整備 3 私道の整備 4 道路環境の整備 5 交通安全施設の整備 6 交通安全推進組織への支援等 7 自転車対策の推進 8 交通体系の確立 9 鉄道の整備 10 バス交通の整備 11 道路機能関連施設の整備 12 交通規制の推進 	<p>第4 道路・交通体系の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 道路環境の整備 2 交通安全対策の推進 3 放置自転車対策の推進 4 公共交通の整備 	<p>保水性舗装等ヒートアイランド現象への対応や環境負荷軽減に配慮した道路整備の方向を導入</p> <p>鉄道駅を中心とした歩行空間のバリアフリー化を明示</p> <p>駐輪場や集積所の整備状況を踏まえた放置自転車対策の内容で記述</p>
<p>第5 快適な居住環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 多様な区民に向けた住宅の確保 	<p>第5 快適な居住環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 安定した住まいの確保 	<p>住宅セーフティネットの考え方を踏まえ、公的住宅のストック活用による居</p>

<p>2 保健・福祉と連携した住宅の確保</p>	<p>2 居住環境改善の支援</p>	<p>住環境改善・計画的な整備等の考え方を整理 住宅の維持管理、改修・建替え等への支援の方向を記述</p>
<p>第6 安全で安心なまちの実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震性・耐火性の確保 2 避難地・避難路の確保 3 延焼遮断帯の整備 4 消防活動困難地域の整備 5 水害の防止 6 地域防災力の向上 7 災害応急対策の拡充整備 8 復興計画の整備 9 防犯性の向上 10 危機管理体制の充実 	<p>第6 安全で安心なまちの実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な危機管理態勢の確立 2 災害に強い街づくりの推進 3 地域防災力の向上 4 復興計画の整備 5 生活安全対策の推進 	<p>大規模な災害や事故等の発生を考慮した総合的な危機管理の視点を追加 災害対策基本条例に基づく自助・共助・公助の考え方を踏まえた防災力向上の方向と災害時要援護者対策等の考え方を記述 国や都、関係機関との連携を図った復興計画整備等の考え方を明示 生活安全パトロールの実施状況や現行の取組等を踏まえた生活安全対策推進の方向を記述</p>
<p>第7 環境への負荷の少ない地域社会の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 省資源、省エネルギー等の環境対策の推進 2 資源循環型まちづくり 3 環境監視の推進 4 公害発生源対策の充実 <p>第8 環境を保全・創出していくための仕組みづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全施策の総合的・計画的な推進 2 区民の行動への支援 	<p>第7 環境への負荷の少ない地域社会の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境負荷低減の推進 2 資源循環型まちづくりの推進 3 公害対策の充実 4 多様な主体との連携による環境行動の推進 	<p>施策の関連性により、施策の基本的方向「環境への負荷の少ない地域社会の形成」に「環境を保全・創出していくための仕組みづくり」を統合 京都議定書の発効等や環境基本条例・環境基本計画を踏まえた地球温暖化防止や低炭素社会形成の観点を追加 環境に負荷を与えない資源・ごみの収集、運搬等の処理の方向を明示 ISO14001認証登録終了に伴う区の率先行動の方向を明確化</p>

<p>3 事業者の行動への支援 4 区の行動の推進</p>		
	<p>第3章 重点プロジェクト</p>	
	<p>第1節 設定の趣旨</p>	
	<p>第2節 重点プロジェクトの設定</p>	<p>計画にメリハリや特徴を持たせ、課題に優先的・機動的に取り組むことによって、総体として計画を推進するため、めざす方向を「六つのゼロ」として象徴的・戦略的に掲げた上で「六つの重点プロジェクト」を設定。（ ）はプロジェクト略称名</p>
	<p>第1 六つのゼロ戦略</p>	
	<p>第2 重点プロジェクトが目指す姿</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く犯罪のない、安全な地域づくり（地域安全）プロジェクト 2 健康生き生き、地域での安心な暮らし確保（健康長寿）プロジェクト 3 子育て・子育て、みんなで応援（子ども応援）プロジェクト 4 だれにもやさしい、快適な住環境づくり（快適住環境）プロジェクト 5 地域から推進、地球温暖化の防止（温暖化防止）プロジェクト 6 まちのにぎわいと人のふれあい増進（にぎわい・ふれあい増進）プロジェクト 	<p>めざす象徴的・戦略的な六つのゼロは、 災害・犯罪被害ゼロ、 介護不安ゼロ、 子育て不安ゼロ、 街のバリアゼロ、 環境負荷ゼロ、 地域無関心ゼロ</p> <p>目標の明確化、計画の進捗状況の把握を等目的に、基本計画としてははじめて数値指標を導入。指標は、重点プロジェクトごとに複数設置し、項目や目標値など、最終案までにさらに検討</p>
<p>第3章 基本方針別計画</p>	<p>第4章 計画を推進するために</p>	<p>基本構想に掲げる基本方針の項目を、基本計画を推進する上での取組姿勢の位置づけに変更して記載</p> <p>考え方の記述を基本とし、関係施策は原則第2章基本目標別計画に記載。基本目標別計画に記載できない行財政分野等の施策に限り「第3節 基礎自治</p>

		<p>体としての行財政能力の充実」に記載協働のさらなる推進をめざして、“協働を基本とする区政運営”と“コミュニティ形成による地域課題への取組”の2つに分類整理</p> <p>協働に関するこれまでの議論や経過を踏まえると、「協働」「まちづくり」「コミュニティ」に対する区民と行政双方の共通理解を一層図ることが必要であるとともに、区民の主体的な地域づくりと行政のまちづくりを進める際の姿勢との関係を整理すると、コミュニティ形成を踏まえた目黒のまちづくりをさらに推進することが重要であると考えたため</p>
<p>第1節 区民と行政の協働によるまちづくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自主的公益活動への支援と協働 2 透明で開かれた行政の確立 3 実効性ある住民参加システムの構築 	<p>第1節 区民と行政の協働を基本とした区政運営の確立</p> <p>第2節 コミュニティ形成を通じた地域課題への取組の推進</p>	<p>協働を区政運営の基本に据える考え方を明確化し、協働推進方針を踏まえた取組を展開するため項目起こし</p> <p>施策は、第3節に「透明で開かれた区政の推進」「住民参加の仕組みの拡充」、第2章第2節に「様々な公益活動の促進」を記載のほか、関係分野の施策の内容に視点を記述</p> <p>コミュニティ施策や住民主体の地域づくりの重要性を確認し、本区が積み重ねてきたコミュニティ形成を基本としたまちづくりを改めて区政運営の柱に</p>

		<p>位置づけ 施策は、施策内容の関連性から第2章第2節の「住区住民会議の活性化支援」等に記載</p>
<p>第2節 男女が平等に参画する社会づくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 男女の人権の尊重 2 男女が自立して豊かに暮らせる社会づくり 3 あらゆる分野への男女平等参画 		<p>条例制定等の経過を踏まえ、具体的に取組を展開する方向で、内容を第2章第1節の「男女平等・共同参画の推進」に移行</p>
<p>第3節 基礎的自治体としての行財政能力の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治権の拡充 2 財政権の拡充 3 国、都、他の自治体や関係機関との連携 4 組織の活性化と組織機構の整備 5 効果的・効率的な事務処理体制の確保 6 健全な財政運営の確立 7 行政情報システムの整備 8 監査制度の充実 9 公共施設の計画的配置・整備 10 新庁舎建設の推進 	<p>第3節 基礎自治体としての行財政能力の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方政府としての自治・財政権の拡充 2 透明で開かれた区政の推進 3 住民参加の仕組みの拡充 4 行財政改革の推進 5 電子自治体の推進 6 公共施設の計画的配置・整備 	<p>地方分権推進委員会や特別区制度調査会の考え方を踏まえ「基礎的自治体」を「基礎自治体」に変更 「開かれた区政」「住民参加」に関する施策を第1節から移行 インターネットをはじめとするICT(情報通信技術)の進展に合わせた電子自治体の推進を明示 現行の施設配置を中心とするが、施設配置等検討の方向を追加(具体的な施設整備等は、施設整備等の方針及び実施計画の策定の中で整理)</p>